

持続可能な社会保障制度の確立を 図るための改革の推進に関する法律 (プログラム法)で定められた検討課題と 年金部会におけるこれまでの主な御意見

厚生労働省年金局

※ 本資料は、これまでの部会における委員発言等を事務局の責任において取りまとめたものである。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

①マクロ経済スライドの見直し

1 プログラム法の規定

政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

※ 国民会議報告書のポイント

- デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動度合いによっては、マクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得る。他方で、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準は相対的に高く維持。
- 仮に、将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、マクロ経済スライドの在り方について検討を行うことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。

2 年金部会でのこれまでの主な御意見

- 基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間をできるだけ前倒して終わることができるような方策を議論すべき。
- 将来世代の給付減を避けるため、マクロ経済スライドの名目下限ルールを撤廃して、物価が下落した場合にもフルに発動できるようにすべき。
- 生活の基礎的部分を賄うものである基礎年金にマクロ経済スライドをかけることは、大変影響が大きい。慎重に検討すべき。
- マクロ経済スライドをフルに発動することについては、年金受給権の性格などについて丁寧な説明が必要。
- ライフスタイルの多様性に応じて、個人の選択肢を拡大させるような仕組みを入れることにより、マクロ経済スライドによる給付水準の低下を個人の努力によってカバーできる道を広げていくことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念にどう対応するかを考えないといけない。公的年金の役割、在り方、他の社会保障制度との兼ね合いといったものを中長期的にどう考えるかの議論が必要。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

1 プログラム法の規定

政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

※ 国民会議報告書のポイント

- 被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要。適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要。

2 年金部会でのこれまでの主な御意見

- 適用拡大について、若年層と扶養に入っている既婚女性とをある程度区分して議論を進めるのが良い。まずは不本意非正規労働者を優先して進めていくのはどうか。
- オプション試算の1,200万人の適用拡大は財政的な効果もある。国民年金の第1号被保険者が減り、多くの方が負担能力に応じた年金制度である被用者年金に吸収される。長期的にはこの方向で進めるべき。
- さらなる適用拡大は、年金部会で結論を出すのではなく、医療保険の問題と合わせて議論すべき。国保、健保組合、協会けんぽ間での被保険者の移動、財政状況の変化は大きな影響がある。
- 非正規、不安定雇用労働者の雇用が二極化し、その格差の問題が社会保障制度まで持ち込まれてしまうという「二重の格差」の問題をどうするかということと、第3号被保険者問題を解決することという2つの側面を明確にして議論すべき。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

③高年齢期の就労と年金受給の在り方

1 プログラム法の規定

政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 高年齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

※ 国民会議報告書のポイント

- 2009年の財政検証で年金制度の持続可能性が確認。また、2025年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上。直ちに具体的な見直しを行う環境にはなく、中長期的な課題。
- この際には、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など、幅広い観点からの検討が必要となることから、検討作業については速やかに開始しておく必要。
- 高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が、多くの先進諸国で実施。日本の将来を展望しても、65歳平均余命は更に4年程度伸長し、高齢者の労働力率の上昇も必要。
- 2004年改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に給付総額が規定されているため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない。
- したがって、今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、一人一人の人生や社会全体の就労と非就労（引退）のバランスの問題として検討されるべき。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給との組合せについて、他の先進諸国で取り組まれている改革のねらいや具体的な内容も考慮して議論を進めていくことが必要。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

③高齢期の就労と年金受給の在り方

2 年金部会でのこれまでの主な御意見

- 支給開始年齢の引上げの是非について、真剣に議論すべき。
- 労働インセンティブを阻害しない制度設計が重要。年齢にふさわしい労働の時間や種類を検討し、雇用機会を増やすことが大事。
- 経済成長と年金制度の持続性、財政の健全化を実現していくためには、就労インセンティブを高める方向で様々な制度設計を国全体として変えていく必要がある。
- 65～69歳の男性の就業率は5割程度あるので、働いている限り保険料を拠出し続ける選択肢があってもいいのではないか。
- 60～65歳の者を強制加入にして、基礎年金拠出金の計算対象に入れる必要があるのではないか。
- 支給開始年齢を引き上げて、60歳代後半の人には我慢していただき、70歳以上の人の所得をしっかりと守るというように政策を切り替えてもよいのではないか。
- 高齢者雇用と高齢者の所得保障は連携して考えるべき。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

④ 高所得者の年金受給の在り方及び年金課税の在り方

プログラム法の規定

政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

※ 国民会議報告書のポイント

- 世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべき。また、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべき。

プログラム法で定められた検討課題と年金部会におけるこれまでの主な御意見

⑤その他

年金部会でのこれまでの主な御意見

- 年金制度を年金財政の中だけで閉ざして考えるのではなく、成長戦略を促進するような方向性や、経済全体、社会厚生観点から、年金制度はどうあるべきかを議論すべき。
- 支え手を増やしていくために、労働市場の参加を進めるということが重要なのではないか。また、労働市場と年金の好循環が生まれるような制度設計を行っていくことで成長力の底上げと若い人たちが将来に自信を取り戻し、安心して暮らせるようになっていくことが非常に重要だという認識を持って、年金の制度改革につなげていくべきではないか。
- 女性の活用が成長戦略のポイントでもある。男性も女性も自由に働く社会が一つの理想であり、第3号被保険者のような仕組みは廃止する方向が望まれているのではないか。
- 私的年金を公的年金の補完措置として強化していくべきということは国民会議でも言及されており、当然そうすべき。

※ 国民会議報告書のポイント

- IMF会合における指摘を待つまでもなく、年金制度の持続可能性を高めるためには、年金制度にとって与件である経済の成長や雇用の拡大、人口減少の緩和が重要である。
- 高齢者や女性、若者の雇用を促進する対策や、仕事と子育ての両立支援の強化に取り組むとともに、年金制度においても、働き方に中立的な制度設計、働いて保険料を納付したことが給付に反映する形で透明感、納得感を高める改革が必要である。
例えば、第3号被保険者制度については、多くの女性の生涯設計に影響を持つ制度となっており、国民の間にある多様な意見に耳を傾けつつ、方向性としては、短時間労働者の被用者保険適用を拡大していくことなど、制度の支え手を増やす方向で検討を進めるべきである。また、一体改革関連法で、産休期間中の厚生年金保険料が免除されることとなったが、さらに、検討規定とされた第1号被保険者の出産前後の保険料免除に関しても、年金制度における次世代育成への配慮を一層強化する観点からの対応が求められる。